

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	Jアラート自動起動装置保守点検委託	
契 約 内 容	Jアラート自動起動装置について、良好な稼動状態が維持されるよう行う、Jアラート自動起動装置保守点検（①ハードウェア保守②ソフトウェア保守③ハードウェア定期点検）委託	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社東海支社	
契 約 金 額	831,600円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額61,600円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	この装置について導入業者以外の業者が受注した場合、装置の細部やシステム構成及びネットワーク接続を把握していないため、障害発生時に原因の特定から復旧までを導入業者に確認することとなり、必要以上の時間と費用が発生する。また、この装置は市民の安全安心に関わるシステムのため、障害発生時に早急な復旧対応が必要であり、機器の導入システムを構築した業者に保守点検を行わせることが最も適している。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	Jアラート受信装置保守点検委託	
契 約 内 容	犬山市に設置されているJアラート受信装置の正常な機能を維持し、円滑な運用を図るために行う点検委託業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社カナデン中部支店	
契 約 金 額	162,000円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額12,000円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	この装置について導入業者以外の業者は、装置の細部やシステム構成及びネットワーク接続を把握していないため、障害発生時に原因の特定から復旧までを導入業者に確認することとなり、必要以上の時間と費用が発生する。 この装置は、市民の安全安心に関わるシステムのため、障害発生時に早急な復旧対応が必要であり、機器の導入システムを構築した業者に点検を行わせることが最も適している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	楽田ふれあいセンター管理業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び付属設備の管理並びに備品の管理及び施設の整理・整頓</li> <li>・施設利用者の管理・指導</li> <li>・楽田ふれあいセンター利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務</li> <li>・管理日誌、管理状況報告書等の作成。管理業務に必要な消耗品の購入</li> <li>・簡易な修繕用材料の購入。ガーデニング事業 等</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	楽田地区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	6,854,111円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本施設は、楽田地区コミュニティ推進協議会を中心とした地域住民が建設計画当初より検討に加わり建設されている。また、設置条例によって利用する市民によって構成する組織の自主的な運営を基本としていることから、地域住民で包括的に構成されている楽田地区コミュニティ推進協議会で管理運営することが望ましく、競争入札が適さないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設管理業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備・備品及び展示資料の管理及び施設の清掃整理</li> <li>・観覧者及び施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・施設使用料及び複写機使用料の収納事務</li> <li>・施設の普及啓発、施設利用者の説明・案内及び指導に関する業務</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入。樹木の剪定 等</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	堀田町内会	
契 約 金 額	2,212,140円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本施設は、羽黒地区の歴史を残す貴重な財産であり、地元住民の保存要望から堀田町内会所有の土地の提供を受け、復原整備したものである。施設の保存を望み、かつ建設地提供者である堀田町内会によって、まちづくり拠点施設として管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	災害時緊急情報提供システムの使用	
契 約 内 容	犬山市における災害時等緊急情報の提供、避難所情報及び休日・夜間時の医療機関情報等について迅速かつ的確な情報を市民に提供することを目的とし、地域住民を対象に、携帯電話及びPCを利用した防災情報やその他犬山市の行政情報の伝達を行うためのシステム更新・保守管理業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	バイザー株式会社	
契 約 金 額	1,555,200円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税を含む）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当市が導入している安心情報等の各メール配信システム、避難所検索システム、休日夜間の医療機関情報検索システムを同一システムとして運用している管理業者であるため、他業者と契約した場合、他業者が下記業者へシステム使用料を支払う必要があり、必要外経費が発生する。</p> <p>また、他業者が運用している別システムへ変更することは、現在のシステム登録者を他システムに登録する業務が必要となるため、必要外経費が発生する。上記のことから管理業者とのシステム使用契約が最も適している。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	市民活動支援センター運営事業	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体等の情報収集・発信及び研究に関する業務</li> <li>・ 相談・助言業務</li> <li>・ 市民社会づくりのための企画事業の実施、支援及び市民活動支援事業</li> <li>・ 市民社会づくり人材育成事業</li> <li>・ 市民活動支援センターミーティング</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会	
契 約 金 額	3,936,276円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市民活動支援センターの運営は、市民活動支援として中間支援を行う団体で行うことが望ましく、「自らの地域における民間非営利組織（NPO）活動の発展を目指し、民間非営利の市民活動、ボランティア活動を支援し、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進」することを目的とした特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会以外に運営可能な団体が市内に存在せず、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	大手門まちづくり拠点施設管理業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・付属設備及び備品の管理及び施設の清掃整理</li> <li>・施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・複写機使用料の納付書交付及び徴収</li> <li>・簡易的な修繕</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会	
契 約 金 額	2,696,270円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山市民活動支援センターを兼ねた本施設は、市民活動の拠点として中間支援を行う団体で管理することが望ましく、「自らの地域における民間非営利組織（NPO）活動の発展を目指し、民間非営利の市民活動、ボランティア活動を支援し、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進」することを目的とした特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会以外に運営可能な団体が市内に存在せず、競争入札に適しないと判断するため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	男女共同参画推進事業	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画に関する共催事業の実施</li> <li>・ 男女共同参画に関する出前講座の実施</li> <li>・ 男女共同参画に関する啓発事業の実施</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	犬山男女共同参画市民会議	
契 約 金 額	416,520円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>経験と情報、ネットワークを生かし、市民目線で男女共同参画の意識啓発事業を行うという業務の性質及び市民のボランティアグループを支援する観点から、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	防災行政無線保守点検委託	
契 約 内 容	犬山市に設置されている防災行政無線設備の正常な機能を維持し、円滑な運用を図るために行う保守点検業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社カナデン中部支店	
契 約 金 額	534,600円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額39,600円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	当市の防災行政無線は三菱電機製のアナログ方式無線であり、製造年度が古く機器、部品共に製造が中止されているため、予備品等が流通していない状況。当業者は当市防災行政無線の保守点検に長きに携わっており、当市機器の予備品を多く所持しており、上記の状況から他業者で保守点検を行える業者がないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	余坂木戸口まちづくり拠点施設及び余遊亭別館管理業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備及び備品の管理及び施設の清掃整理</li> <li>・入館者及び施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・使用料の納付書交付及び徴収</li> <li>・簡易修繕</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	余遊亭運営委員会	
契 約 金 額	2,527,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当施設は、近隣町内を始めとする住民らが当初より検討に加わり建設された施設であり、地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的から、地域住民で組織された余遊亭運営委員会によって管理運営することが望ましく競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 税務課	
件 名	地方税電子申告支援サービス利用業務委託	
契 約 内 容	eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して、公的年金支払報告書、法人市民税、償却資産申告、国税連携による確定申告書等の電子データ授受にあたりASPサービス及び地方税電子申告審査サービスを利用する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社TKC	
契 約 金 額	3,564,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	平成21年度に導入を行った際、国からの委託先事業所の指定があり、対象事業者内で指名競争入札を行った結果、株式会社TKCが落札。導入の際に基幹システムとのデータ交換を行うためのシステム構築や各種設定変更を行っていること、他事業者に変更する場合には改めて設定等の動作確認が必要となること、株式会社TKC独自のサービスである申告書第二表の読み取りが行われることによるパンチ委託等の費用の減、データの保存等のため随意契約で行うものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課